

(その1)

収支報告書

(令和 6 年分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

(にほんせいしんとうちばけんほくちくいんかい)

日本共産党千葉県北部地区支部

2 主たる事務所の所在地

〒市口1404-1

3 代表者の氏名

~~三浦真清~~ 三浦真清

4 会計責任者の氏名

鶴澤 誠一

問合せ先

(担当者)

鶴澤 誠一

(電話)

0479-63-8351

千葉県
選挙管理委員会

-7.3.31

受付

資金管理団体の指定の有無

☒ 無

☐ 有

※以下は指定「有」の場合のみ記入

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

(※1) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☒ 政党の支部

☐ 政党

☐ その他の政治団体
(後援会等)

☐ 政治資金団体

☐ その他の政治団
体の支部

☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

(※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した
場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

1102430

3/31

定内郵資国全領N
解後窓NN県N過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
0 C

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

1 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)	十億	百万	千	円
① (前年からの繰越額)		26	982	683
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)		18	382	153
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)		22	168	786
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))		4	813	897

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 A	十億	百万	千	円
員 数		1	811	251
				5308

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億 百万 千 円	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち 特 定 寄 附]		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]		内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附		内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)		

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入						
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地
	十億	百万	千	円		
日本共産党4県委員会			896	260	6.1.31	4県市中央区新4県3-16-15
"			888	913	6.2.28	4県市中央区新4県3-16-15
"			888	989	6.3.31	"
"			881	511	6.4.30	"
"			826	741	6.5.31	"
"			825	256	6.6.30	"
"			862	533	6.7.31	"
"			844	198	6.8.31	"
"			846	288	6.9.30	"
"			887	073	6.10.31	"
"			882	616	6.11.30	"
"			847	928	6.12.30	"
こ の 頁 の 小 計			10	128 306		
合 計				10128 306		

(その6)

1

(6) その他の収入									
摘 要		金 額						備 考	
		十億	百万	千			円		
こ の 頁 の 小 計							0		
1 件10万円未満のもの				1	1	8	5 3 6		
合 計				1	1	8	5 3 6		

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円				
田 村 明 美,			100	000	6.7.4.	西環市飯高1500.	市議会議員	
			129	851	6.12.26.			
			82	170	6.12.30.			
(計)			312	821				
椎 名 勝 寛,			359	227	6.6.26.	西環市堀川4049.	市議会議員	
			190	000	6.12.25.			
			82	170	6.12.30.			
(計)			511	397				
坂 本 義 郎,			430	211	6.6.17.	香取市大戸34-2.	市議会議員	
			179	667	6.12.15.			
(計)			609	878				
佐 藤 好 文,			413	000	6.6.23.	香取市高蔵460.	市議会議員	
			169	955	6.12.15.			
(計)			582	955				
石 三 郎 順 子,			245	000	6.12.30.	香取郡多古町関倉546-349.	市議会議員	
この 頁 の 小 計			2321	251				
そ の 他 の 寄 附				0				
合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
菅川 玄々			625 475	6.10.9	成田市中台 3-2-11	市議会議員	
			274 477	6.12.31			
(計)			959 952				
熊澤 治			200 000	6.10.23	成田市甲里 4-7-7	市議会議員	
			260 000	6.12.25			
(計)			460 000				
空原 孝五			230 000	6.6.30	鉾田市笠田 6017	市議会議員	
			75 140	6.12.27			
			43 630	6.12.30			
(計)			348 770				
松本 源太郎			374 324	6.6.30	旭市 1-2-9-2	市議会議員	
			129 171	6.12.25			
			40 000	6.12.30			
(計)			553 495				
この頁の小計			2322 217				
その他の寄附			0				
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業備考
	十億	百万	千	円			
藤水 龍三			195 000		6.1.22	旭市清達761	自営業
			195 000		6.7.18		
			195 000		6.12.12		
(計)			585 000				
下川 勝江			5 000		6.2.7	麻田橋賀台1-1-6-105	無職
			5 000		6.7.30		
			10 000		6.12.22		
(計)			20 000				
三浦 好博			10 000		6.10.24	金沢市秋田町7307-5	無職
			5 000		6.12.9		
(計)			15 000				
木内 一味			50 000		6.7.7	香取郡多古町256-1	無職
			50 000		6.10.18		
(計)			100 000				
この頁の小計			720 000				
その他の寄附			0				
合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業備考
	十億	百万	千	円			
岡野 久			30	000	6.2.28	香取郡東庄田町111-4714-49	医師
			30	000	6.4.30		
			30	000	6.7.4		
(計)			(90	000)			
平野 鐵三郎			100	000	6.10.21	銚子市上野町125-9	無職
(計)			(100	000)			
大山 早百合			10	000	6.7.29	成田市公津の杜46-7-B-809	無職
			10	000	6.10.11		
(計)			(20	000)			
中山 立夫			10	000	6.2.5	銚子市富山町1-1044-386	
			10	000	6.12.29		
(計)			(20	000)			
久保 栄一			10	000	6.11.1	香取市津宮 1176	
			10	000	6.12.25		
(計)			(20	000)			
この頁の小計			250	000			
その他の寄附				0			
合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
金丸 かな子			10	000	6.10.16	成田市公津9社 5-15-3	無職	
(計)			10	000				
石毛 正作			50	000	6.10.6	銚子市春日台 18-4	無職	
(計)			50	000				
蓮井 正洋			24	600	6.12.31	成田市五道 4-5-1	無職	
金丸 栄夫			69	400	6.12.31	成田市公津9社 5-15-3	無職	
黒坂 恒男			48	000	6.12.31	成田市松崎 204	無職	
細瀬 建史			64	000	6.12.31	成田市吉妻 3-10-1	無職	
杉田 国昭			48	600	6.12.31	成田市並木町 132-17	無職	
竹村 三郎			19	200	6.12.31	成田市並木町 107	無職	
野口 シズ			92	600	6.12.31	成田市橋台 1-2-8	無職	
この頁の小計			338	040				
その他の寄附			371	952				→ ※ 下記注意(1)参照。
合 計			6323	460				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費			857	236					
	(2) 光 熱 水 費			474	523					
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			181	612					
	(4) 事 務 所 費			878	823					
	小 計 ((1)~(4))			11295	254					
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費			5052	547					
	(2) 選 挙 関 係 費			1575	319					
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※			1232	655					
	(内) ア 機関紙誌の発行事業費									
	イ 宣伝事業費									
	ウ 政治資金パーティー開催事業費									
	エ その他の事業費									
	(4) 調 査 研 究 費			139	804					
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金			2773	207			2773	207	
	(6) そ の 他 の 経 費									
	小 計 ((1)~(6))			10873	532					
	合 計			22168	786					
						うち本部・支部間の交付金合計 2773,207 円				
						←1の小計と2の小計の合計を記載すること。				

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入 (組織運営費)	
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費					
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
こ の 頁 の 小 計								
そ の 他 の 支 出			5,252	547				
合 計			5,252	547				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (選挙関係費)	
		☐ 1 組織活動費 ☒ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費					
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
こ の 頁 の 小 計								
そ の 他 の 支 出			1675	319				
合 計			1675	319				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (宣伝事業費)	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費					
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
こ の 頁 の 小 計								
そ の 他 の 支 出			1,232	655				
合 計			1,232	655				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分	調査研究費 (調査研究費)			
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)		備 考
	十億		百万		千	円					
この頁の小計						0					
その他の支出				1	3	9	8	0	4		
合 計				1	3	9	8	0	4		

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☒ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(納付金)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
納付金	十億	百万	千	円	2024. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			189	671	2024. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			128	959	2024. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			98	150	2024. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			85	448	2024. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			61	943	2024. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			466	145	2024. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			111	460	2024. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			171	453	2024. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			854	243	2024. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			76	824	2024. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			79	794	2024. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			449	117				
この頁の小計			2	773	207			
その他の支出								
合 計			2	773	207			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
納付金	十億	百万	千	円	2024. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			189,	671	2024. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			128,	959	2024. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			98,	150	2024. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			85,	448	2024. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			61,	943	2024. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			466,	145	2024. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			111,	460	2024. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			171,	453	2024. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			854,	243	2024. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			76,	824	2024. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			79,	794	2024. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			449,	117				
この頁の小計			2,	773,207				
合 計			2,	773,207				

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☒	☐	
イ 建 物	☒	☐	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				年 月 日	備 考
		☒ ア 土地 ☐ イ 建物 ☐ ウ 地上権等	☐ エ 動産 ☐ オ 預金等 ☐ カ 金銭信託	☐ キ 有価証券 ☐ ク 出資 ☐ ケ 貸付金	☐ コ 敷金 ☐ サ 施設利用権等 ☐ シ 借入金		
摘 要	金 額	十 億	百 万	千 円			
旭市口1404-1 (他3筆)			4780	000	2021.9.16	面積 406.28㎡	
こ の 頁 の 小 計			4780	000			
合 計			4780	000			

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				
		☐ ア 土地 ☒ イ 建物 ☐ ウ 地上権等	☐ エ 動産 ☐ オ 預金等 ☐ カ 金銭信託	☐ キ 有価証券 ☐ ク 出資 ☐ ケ 貸付金	☐ コ 敷金 ☐ サ 施設利用権等 ☐ シ 借入金	
摘要	金額				年月日	備考
	十億	百万	千	円		
旭市口 1404-1		6461	910		2001.6.19	鉄骨造 2階建 119.24m ²
この頁の小計		6461	910			
合 計		6461	910			

注意(1) 資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2) 「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
☐ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 12 月 31 日

政治団体の名称 日本共産党埼玉県北部地区委員会

会計責任者の氏名 穂澤 誠一



(印)

(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

(印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要